

重要事項説明書

(令和6年度版) R6.4.1 改正

★この「重要事項説明書」は 1 年間大切に保管しておいてください。入園（継続）申請される方は、最後にあります「同意書」を提出いただきます。

1 施設の目的

こじかこども園（以下「当園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 運営方針

- (1) 良質かつ適切な内容の教育・保育を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- (2) 教育・保育の提供に当たっては、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- (3) 教育・保育に関する専門性を有する職員が、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育・保育を一体的に行うものとする。
- (4) 園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (5) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号）、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守して運営する。

3 教育・保育の特色

(1) 理想とする子ども像

- ・明るく たくましく 礼儀正しい子ども
- ・よく見 よく聞き よく考え 創造力のある子ども
- ・自分の思ったことが素直に表現できる子ども
- ・友だちと積極的に遊びへ取り組める子ども



(2) 教育・保育方針

- ① 基本的な生活習慣の徹底をはかり、一人ひとりの発達を捉え、その発達にふさわしい子ども中心の教育・保育を行う
- ② 子ども一人ひとりの将来を展望し、たくましく生きぬく人間性を育てるとともに、自律した子どもの育成に努める
- ③ 家庭的な明るい雰囲気の中での教育・保育に努めるとともに、職員は研修に積極的に参加し、理論的かつ実践的な知識を深める

④保護者との連携を密にし、個々の子どもの教育・保育に関しての共通理解を図る

(3) 具体的な教育・保育目標・・・ **子どもの「自律性」を育てる**

「自律」とは、

生活習慣の自立・・・自分のことは自分でできる

知的自律・・・いろいろなことに好奇心を持ち、自分で考え、工夫することができる

情緒的自律・・・情緒が安定し、生き生きと活動し、自分の意思や欲求をコントロールできる

社会的自律・・・友だちと遊ぶことができ、他の人の気持ちを考えながら行動できる

運動的自律・・・身体を動かすことを楽しみ、戸外でのびのびと遊ぶことができる

道徳的自律・・・自分自身で善悪の判断ができ、それに基づいて行動できる

(4) 教育・保育の基礎となる発達の理論と実践方法

一人ひとりの子どもの発達・経験・意思・興味関心・環境等に合わせて、子ども中心の教育・保育を提供します。子どもの発達の理論・幼児教育の実践方法の基礎となる理論は、下記の通りです。

- ①世界的に有名な認知発達研究者（認識論者）であったジャン・ピアジェによる膨大な子どもの認知発達研究（知能の発達、模倣の発達、言語の発達、象徴遊びの発達、論理の発達、数概念の発達、時間・空間概念の発達、道徳性の発達等）
- ②コンスタンス・カミイ博士（元アラバマ大学教授）による幼児教育（物とかかわる遊び、集団遊び、日常生活場面、クッキング等）と算数教育（カードゲーム、ボードゲーム等）への応用理論
- ③マリアン・マニング博士（元アラバマ大学名誉教授）の読み書きの発達理論
- ④ドン・ホルダウェイとジョイ・コーリーのピックブックの理論と実践

上記の理論と実践を学んだ園長と職員がその発達理論をベースに、日本の幼児教育の内容に応用しながら、0歳児から就学前の子どもの一貫した教育・保育を提供します。

(5) 教育・保育の内容

子どもの発達に合わせた「日常生活場面」と「遊び」を通して、総合的に教育・保育を提供します。

日常生活場面・・・食事・おやつ、片づけ、排泄、衣服の着脱、持ち物の管理、手洗い、当番等
遊び・・・物とかかわる遊び、運動遊び、音楽遊び、絵本、読み書きの活動、ピックブック、ミニブック、集団遊び、カードゲーム・ボードゲーム、クッキング、リサーチなどのカリキュラム

また、管理栄養士・栄養士・調理員・保育教諭等の連携で、0歳児から5歳児クラスの子どもたちが豊かな経験を通して知識が得られるように、年間を通して「食育」活動を行っています。

(6) 教育・保育の形態

子ども一人ひとりの発達に合わせて、0歳児～5歳児クラスは適正な規模のクラス・グループを編成して教育・保育を行います。また、その日の活動内容や遊びの種類に応じて、「一斉」「グループ」「個別」と3つの教育・保育形態から適切な形態を選んで実施します。

例えば、絵画制作は一斉形態（24人）で行う。イス取りゲームは8人で3グループに分けて行う。ミニブック（5歳児読みの活動）ではグループ（3人）で行う。ディクテーション（5歳児書きの活動）の指導・援助は個別で行う（個別形態）などがその方法です。

そのような適切な形態を取ることで、保育教諭は、一人ひとりの子どもの思いや表情に気づき、意欲や興味関心を理解することができるのと同時に、一人ひとりの発達に合わせた適切な援助や手立て、言葉かけができます。そうすることで、子どもの発達や学びが促されていきます。当園では、全ての活動を保育教諭中心で一斉に行う教育・保育は行いません。

4 運営法人の概要

運営法人の名称	社会福祉法人 宮川福祉会（みやかわふくしかい）
代表者氏名	理事長 宮川 洋子（みやかわ ようこ）
法人の所在地	岡山市中区福泊 138 番地 2
法人の連絡先	電話番号 086-277-7662 FAX 番号 086-277-7669
法人の沿革	<p>昭和 44 年 4 月 財団法人宮川会 富山保育園 開園（定員 60 名）</p> <p>昭和 55 年 7 月 社会福祉法人宮川福祉会認可</p> <p>昭和 56 年 4 月 富山保育園定員 90 名に変更</p> <p>平成 13 年 4 月 ふたば保育園開園（定員 90 名）</p> <p>平成 26 年 12 月 こじか保育園開園（定員 120 名）</p> <p>平成 30 年 4 月 富山保育園（認可保育所）からとみやまこども園（幼保連携型認定こども園）に認可変更（定員 105 名）</p> <p>平成 30 年 4 月 ふたば保育園（認可保育所）からふたばこども園（幼保連携型認定こども園）に認可変更（定員 105 名）</p> <p>平成 30 年 4 月 こじか保育園（認可保育所）からこじかこども園（幼保連携型認定こども園）に認可変更（定員 135 名）</p>

5 こじかこども園の概要

名 称	こじかこども園
沿 革	<p>平成 26 年 12 月 1 日 こじか保育園認可・開園</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日 幼保連携型認定こども園へ移行</p> <p>園名：こじかこども園</p>
所 在 地	〒700-0911 岡山市北区大供本町 715-5
連 絡 先	<p>代表電話 086-226-2071 FAX 番号 086-226-2073</p> <p>子育て支援専用電話 086-226-2072</p> <p>E メール kojika@aqua.ocn.ne.jp</p> <p>HPアドレス https://kojika-okayama.ed.jp/</p>
園 長 名	宮川 洋子（みやかわ ようこ）
利用定員	<p>利用定員 135 名</p> <p>1号認定こども（3歳以上児）… 15名</p> <p>2号認定子ども（3歳以上児）… 60名</p> <p>3号認定子ども（1, 2歳児）… 40名</p> <p>3号認定子ども（0歳児）… 20名</p> <p>*上記利用定員は、待機児の状況、保育室の広さ、保育教諭の配置等に基づき、弾力的に運用します。</p> <p>*待機児がいる場合、利用定員を超えて受け入れる場合があります。</p>
保育対象年齢	6か月から就学前まで
実施する事業	<p>幼保連携型認定こども園 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）</p> <p>延長保育事業 地域貢献子育て支援事業（社会福祉法人地域貢献事業）</p>

6 教育・保育を提供する時間及び休業日

【1号認定子ども】

提供する曜日	月曜日から金曜日
教育標準時間	午前8時30分～午後1時30分 登園時間：8:30～8:50 降園時間：13:00～13:30（年齢・季節等で異なります）
一時預かり （幼稚園型） の利用時間	一時預かりA 午前7時00分～午前8時30分
	一時預かりB 午後1時30分～午後4時30分
	一時預かりC 午後4時30分～午後6時00分 *午後6時以降は預かれません。
	*長期休業中の一時預かり（幼稚園型）を実施しています。
休業日 *長期休業日は、 変更することが あります。	土曜日、日曜日、国民の祝日・休日
	学年始休業日 4月1日から4月7日まで
	夏季休業日 7月20日から8月31日まで
	冬季休業日 12月25日から1月5日まで 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

【2号・3号認定子ども】

提供する日	月曜日から土曜日 *土曜日は、できるだけ家庭保育をお願いします。土曜日は、登園児少数のために、異年齢での混合保育となります。また、 <u>土曜日に登園する場合には、子どもさんの心身の健康な発達の為に、平日の保護者の休日に家庭保育の日を取るようお願いします。</u>	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間） *上記の時間帯の中で保護者の就労によって必要な時間
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間） *上記の時間帯の中で保護者の就労によって必要な時間
延長保育	保育標準時間	午後6時00分～午後6時30分 *土曜日の午後6時00分以降の延長保育はありません。
	保育短時間	午前7時00分～午前8時30分 午後4時30分～午後6時30分 *土曜日の午後6時00分以降の延長保育はありません。
休業日	日曜日、国民の祝日・休日、年末年始（12月29日～1月3日）、 園長が必要と認めた日（1号認定子ども：感染症の大流行等）	

【一時預かり（一般型）】 *保育所・幼稚園等に通っていない子どもが対象となります

提供する日	月曜日から金曜日
利用時間・ 延長時間	原則として午前8時30分～午後4時30分 *延長可能時間については、園にお問い合わせください。 *状況により一時預かり（一般型）の受け入れができないことがあります。

7 施設・設備の概要

敷地	1,755.92 m ²
建物	鉄骨造 2 階建 延床面積 1,184.37 m ²
施設の内容	乳児室、調乳室、ほふく室、保育室 8 室、子育て支援室、一時保育室、調理室、トイレ、医務室、事務室、職員更衣室、など 屋外遊戯場 409.06 m ² 、
設備の種類	全室冷暖房・空気清浄機完備、エレベーター、避難スロープ、乳児用サンデッキ、床暖房、沐浴槽、シャワー室、送迎用駐車場 30 台分（障がい者用 2 台）、防犯カメラ 3 台、事故防止カメラ 1 台、非常通報装置（火災・防犯）、AED、障がい者用トイレ（ベビーシート・チェア設置）、給食保管室用クーラー（2 階）、園児用手洗い（循環式給湯器）、子育て支援専用電話、保育室可動間仕切り、ヨーグルト製造機など

8 職員体制と職員研修

職名	人数	職名	人数
園長	1 名（常勤専従）	管理栄養士・栄養士	2 名（常勤専従）
副園長	1 名（常勤専従）	調理員	1 名（常勤専従）
主幹保育教諭	1 名（常勤専従）	看護師（准看護師）	1 名（非常勤）
指導保育教諭	2 名（常勤専従）	学校医	1 名（非常勤）
保育教諭	20 名（常勤専従・非常勤）	学校歯科医	1 名（非常勤）
保育支援員	1 名（非常勤）	学校薬剤師	1 名（非常勤）
		教育・保育相談員	1 名（非常勤）

*当園は、岡山市の定める職員配置基準を上回る人数を配置しています。

*利用児数（園児数）により職員数変動する場合があります。

*保育士資格取得者 25 名・幼稚園教諭免許状取得者 25 名・小中高教諭免許状取得者 4 名

学校医	内科・小児科 湊本内科小児科医院 医師 湊本武文 岡山市北区西古松 2-28-14
学校歯科医	歯科 白石歯科クリニック 歯科医 白石尊之 岡山市北区辰巳 32-102
学校薬剤師	薬剤師 ソンネ朝日薬局 薬剤師 石井晶子 岡山市中区福泊 199-2
職員研修の実施状況	<p>○園内研修 毎週 1 回程度 ○キャリアアップ研修</p> <p>○給食担当者 3 園合同園内研修 毎月 1 回</p> <p>○法人内 3 園合同研修 年間 6 回程度</p> <p>○法人内 3 園合同公開保育 年間数回</p> <p>○法人内 3 園合同園長・主任研修 毎月 1 回程度</p> <p>○ストレスマネジメント等研修（教育・保育相談員による園内研修）年 1 回程度</p> <p>○園外研修（全国保育協議会・日本保育協会・認定こども園協会・岡山県保育協議会・岡山県社会福祉協議会・岡山市保育協議会等）</p> <p>○わかば保育実践研究会 毎月 1 回土曜日午後</p> <p>○公開保育・セミナー開催 年間 2 回</p> <p>○海外研修</p> <p><u>*当園は、教育・保育の質の向上、職員の専門性の向上のために積極的に研修に取り組んでいます。公開保育等でご協力いただくことがあります。</u></p>

9 提供する教育・保育の内容

当園は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年3月31日改正内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）及び当園が定める「全体的な計画」等に基づき、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育事業の提供

教育・保育の内容の詳細については、園見学または、「教育・保育内容のしおり」、ホームページをご覧ください。また、入園後には、参観日等で教育・保育の内容について、具体的に保護者に説明をいたします。

(2) 一時預かり事業（一般型・幼稚園型）の提供

上記(1)の事業実施に支障のない範囲で一時預かり事業（一般型・幼稚園型）を提供します。

(3) 地域貢献子育て支援事業の提供（宮川福祉会の地域貢献活動として実施）

当園は、地域の子育て家庭及び園児の保護者への子育て支援を行います。支援内容は次のような内容です。

- ・集いの場の提供（月2～3回程度 園庭開放・保育室開放等）
- ・子育て講座の開催（毎月1回）、出張子育て講座（公民館や親子クラブへ随時）
- ・育児相談（来所・電話・FAX・メール・園庭開放時等）
- ・子育て情報の提供（毎日）
- ・出張保育（親子クラブ等の団体・随時）
- ・遊具・絵本・玩具等の貸出し（親子クラブ等の団体）

(4) 給食

当園は、下記のとおり食事の提供と食育の活動を行います。

<p>当園の 給食の方針</p>	<p>全園児が給食と午前・午後のおやつ完全給食です。</p> <p>内閣府・厚生労働省の基準（2号子ども）では、3歳児以上は午前のおやつはなく、白ごはんは家庭よりの持参となっています。しかし、本園では3歳児以上も「匂を食べる」や「噛む」などテーマを持ったおやつとして朝のおやつを食べることがあります。さらに、3歳児以上児が家庭より白ごはんを持参することは、夏期の食品衛生上の問題（調理後2時間以内の喫食ができない）や保護者の負担が生じてきます。そこで、それらの問題を考慮して、園で白ごはんを炊きますので、3歳児以上（1号・2号認定子ども）は毎月主食費の負担をお願いします。</p> <p>また、無償化以前は保育料としてお支払いただいていた副食料費（おやつ・牛乳代も含む）は無償化後も保護者の負担となっています。岡山市より通知のあった方は、副食料費減免となる場合があります。</p> <p>当園では、年間食育計画に基づいて、毎月“食育”の実践をしています。それらの食育活動を通して、乳幼児の心身の成長発育と健康の保持増進をはかるとともに、望ましい食生活習慣の基礎をつくり、栄養や健康、食物等について関心を持たせ、楽しく食事ができるように指導をします。</p> <p>また、乳幼児期に温かな心のこもった手作りの給食やおやつを楽しむことは、豊かな心の育ちにつながっていきます。当園では、家庭に代わって、午後のおやつは毎日（月～金曜日）できたてのおいしい「心のこもった手作りおやつ」にしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の誕生会や行事の時は、特別献立にしています。 ・保護者の方へは、毎月献立表と食育通信をお配りします。 ・毎日、玄関ホールに給食・おやつの展示をしています。 ・取り組んだ食育の内容について掲示やHP等でお知らせしています。 ・調理室に園児用観察窓があり、常時調理の様子が観察できます。 ・食事・栄養・離乳食・摂食嚥下の発達・肥満・やせ等の個別の相談援助をしています。
<p>延長保育 利用児への 軽食の提供</p>	<p>延長保育を利用する子どもさんには、午後6時以降に軽食を提供しますが、ご家庭での愛情たっぷりの夕食が食べられるように、お腹の負担にならない果物やおやつを提供します。</p>

離乳食	離乳食は一人ひとりの摂食・嚥下等の発達を見ながら、個別に調理します。毎月該当の離乳食献立表を配布します。
アレルギー等への対応	アレルギーの子どもさんには、相談の上対応いたします。アレルギーが疑われる場合、医師の診断書「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を当園に提出していただきます。個別に毎月のアレルギー懇談を行い、診断書に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応致します。また、家庭との連携を取るために個別の「食事日誌」を毎日ご記入いただきます。 *アレルギーのある場合は、入園申請前に必ずご相談ください。
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> 給食室は、保健所の指導のもと、完全に作業ごとの区分けがされた（検収室・下処理室・調理室・洗浄室・食品庫・調理担当者専用トイレ）衛生的な給食室です。 「特定給食施設事業開始届」を岡山市保健所へ届出済みです。（平成26年届出） 栄養士・調理員及び乳児保育担当者だけでなく、全職員が毎月検便を行っています。 岡山市保健所の給食施設の衛生点検を受けています。 岡山市に栄養給与等の報告を行っています。

栄養給与目標（給食・おやつでとりたい栄養量の目安）

R2.4 改訂

	Ical - Kcal	蛋白質 g	脂質 g	加鈣 mg	鉄分 mg	ビタミンA μg	B1 mg	B2 mg	C mg
3歳未満児	463	20	13	225	2.3	200	0.25	0.28	20
3歳以上児	574	24	19	270	2.5	225	0.31	0.34	23

10 年間行事予定

月	行 事	月	行 事
4月	※入園進級式 ※個人懇談 夏野菜の植え付け	10月	※運動会 芋ほり 遠足 交通安全指導 ほかほかおやつやさんごっこ
5月	こどもの日の集い こどもどうぶつえん(移動動物園) 新幹線見学(5歳児) 公開保育&セミナー(研修会)	11月	消防車見学 健康診断(内科) 公開保育&セミナー(研修会) ※ふれあいデー
6月	交通安全指導 ※参観日 健康診断(内科・歯科)	12月	クリスマス会 ※なかよしカーニバル(生活発表会)
7月	プール開き セタ会 すいか割り	1月	にこにこおめでとう会 七草粥 ※参観日
8月	自由登園 かき氷パラダイス	2月	豆まき 影絵観劇(5歳児) ※プール参観(4・5歳児)
9月	※おじいちゃんおばあちゃん ふれあいデー(祖父母参観日) ※プール参観(4・5歳児)	3月	おひなまつり会 お別れ遠足 お別れ会 ※卒業式

*身体計測、避難訓練、誕生会は毎月実施します。

*4・5歳児は英語レッスンの参観が年間2回あります(英語レッスンは0歳~全クラスで行っています)。

*1号認定子どもは、長期休業(学年始・夏季・冬季・学年末)があります。

※印の行事は保護者の方にご参加いただく行事です。年度当初(4月)に予定をお渡ししますので、**毎回必ずお仕事の都合をつけて、その行事の最後までご参加ください。**

*ふれあいデーは、保護者会役員の方を中心に保護者の方々のご協力で行います。

1 1 利用の開始または利用の終了に関する事項

(1) 利用の開始について

【1号認定子ども】

園の定めた選考方法で利用者を決定します（9月中旬～10月上旬）。詳しくは、募集要項（1号認定子ども）を参照してください。

- *現在、在園中（2号認定）で保護者の保育必要事由が無くなり、1号認定に変更し入園したい場合には、1号認定の募集時期に園で定める選考方法により入園選考を行います。年度途中は、欠員があった場合に1号認定子どもの募集を行います。

【2号認定子ども・3号認定子ども】

岡山市が行う利用調整によって利用者を決定します。詳しくは岡山市の就園管理課にお尋ねください。

当園の教育・保育の利用申込みを検討されている方（1号認定で入園願を出される方、2号・3号認定で岡山市に申請予定で、第一希望～第三希望の欄に当園の園名を記入される方）は、必ず事前に当園の施設見学をしていただき、この「重要事項説明書」と「教育・保育内容のしおり」を熟読し、当園の運営方針や教育・保育内容・園のきまり等を十分にご承知ください。利用決定した後は当園と書面で契約を結びます

(2) 利用の終了について

当園の利用は、以下の理由により終了します。

- ①園児が小学校に入学するとき。
- ②保護者の保育必要事由が無くなったとき（2号・3号認定）なお、保育必要事由の認定については岡山市の就園管理課にお尋ねください。
- ③保護者の方から退園の届出があったとき。なお、退園届は退園希望月の前月20日までに必ず提出ください。
- ④当園の教育・保育方針に反し、当園からの指導にも関わらず改善が認められないとき。
- ⑤その他、当園の利用継続に当たり重大な支障や利用継続困難な理由があるとき。

1 2 当園と保護者の連絡について

(1) 連絡事項について

お子様が毎日健康で元気に過ごすために、保護者と園が十分にコミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えております。当園での教育・保育の状況やご家庭での生活状況を相互に連絡し合うために、0、1歳児は連絡帳を活用します。0、1歳児は、家庭での体温、体調、食事、排せつ等を含め、お子様のご家庭での様子を詳しく毎日ご記入いただきます。

2歳以上児は、連絡帳は使用しませんので、体調等の連絡事項は、朝の当番の職員に伝言でお知らせください。また、夕方（午後）のお迎え時に園からの連絡がある場合は、当番の職員が伝言をします。夕方（午後）は、子どもの保育に必要な職員数を残らせていますが、長時間の立ち話等は、職員の目が子どもから離れてしまい事故の危険性がありますので、ご遠慮ください。担任と連絡が取りたい場合（時間が必要な場合）には、午後1時～3時の間に園までお電話ください。なお全園児、健康観察記録表は保護者が記入し提出をしてください。

(2) 園だより・クラスだより等

毎月の始めに、園だよりを発行します。行事や連絡事項などをお知らせします。また、クラスだよりでは、教育・保育の様子や子どもたちの育ちについて、お知らせします。給食だより・保健だよりも発行します。その他にも大切なお手紙がありますので、必ず毎日園児のカバンの中を確認してください。

(3) クラス懇談・個人懇談

新入園児は、入園時に個人懇談を行い、家庭との連携を図ります。また、年間を通して、必要に応じ、クラス懇談や個人懇談を行います。お子様のことで気になること等ありましたら、いつでも遠慮なくご相談ください。

1.3 ご利用に際し留意していただくこと（園からのお願い）

（1）教育・保育の適切な利用

*当園では、全園児の教育・保育の必要な事由や保護者の方々の様々な勤務形態等を考慮して、長時間の開園時間を設定しております。しかしながら、個々の園児の教育・保育時間は、その園児が教育・保育の必要な事由により必要な時間（保護者の就労時間）となっております。教育・保育が必要とされる時間、教育・保育の必要な事由以外の理由（保護者の休日、保護者の余暇、兄弟の習い事、兄弟の学校の参観日等）では、お預かりはできません。

（2）登降園の時間について

- *毎朝、8時50分からはクラスの教育・保育が開始します。計画通りに開始できるように、余裕をもって登園してください。遅れると他の子どもたちを待たせることになったり、遊戯室・園庭等の使用時間が予定通りに進まず、他のクラスの教育・保育にも支障をきたします。登園時間は厳守してください。8時50分には、保護者の方が当園の門より退出しているようにしてください。
- *2号・3号認定の子どもさんの降園時間は午後4時からとなっております。仕事が終わりに次第お迎えに来てください（4時以前のお迎えは事前にご連絡ください）。また、買い物等に行かれる場合には、子どもさんをお迎えした後に一緒に行くようにしてください。
- *1号認定の子どもさんの降園時間は、年齢・季節によって13時～13時30分の間で変動することがあります。当園より一斉降園の時間は、その都度お知らせします。
- *2号・3号認定の子どもさんは、延長保育を利用されると午後6時より午後6時30分までの保育が利用できますが、延長料金がかかります。また、午後6時30分を過ぎての保育はできません。午後6時30分を過ぎることがあった場合には、延長保育が利用できなくなる場合があります。
- *延長保育利用は、生活リズムの形成や情緒面で子どもたちに大変な負担をかけることとなります。できるだけ延長保育を利用しなくて良いような勤務形態になるように、職場のご理解をいただきましょう。また、利用される場合は、可能な限り早めにお迎えをし、夕食、睡眠の時間（8時～9時就寝）が遅くならないように、また、親子のふれあいをしっかりとしてください。

（3）欠席の場合

*8時50分までに、必ずご連絡ください。24時間以内に発熱、風邪症状、嘔吐・下痢などある場合はお休み頂くようになります。また、感染症の病気にかかった場合は、至急、当園までご連絡ください。医師の記入する「意見書（園にあります）」がもらえるまで登園できない感染症があります。（保護者記入による「登園届」で可能な病気もあります）

（4）遅刻の場合

*通院などで、やむを得ず登園が遅れる場合は、その旨を8時50分までに必ず連絡してください。
朝一番に受診し、終わり次第登園（10時頃までに登園）してください。

（5）送迎について

- *園児の送迎は保護者の全責任においてさせていただきます。
- *送迎時、園周辺の道路が混雑します。なるべく自転車や徒歩で登園してください。また、車の往来が激しいので、飛び出しなどに注意し、送迎時（車から降りた後、乗る前も）は必ず手をつないでください。また、園児の安全のため通用門の開閉は保護者の方がお願いします（通用門上部のカギも必ず掛けてください）。車のドアも大変危険です。指を挟んだり、他車との接触の危険もありますので、ドアの開閉は保護者の方が行うようにしてください。
- *園前（園横）駐車場に駐車された場合は、園舎側通路（緑色の部分）を親子で手をつないで歩いてください。道路側を歩くと大変危険です。
- *障がい者用の駐車枠には、該当でない車は、絶対に駐車しないでください。園児通用門前ですので、大

変危険です。園児が事故に巻き込まれることも考えられます。

- *盗難防止の為、車のエンジンは切り、カギをかけて、かばんは必ず携帯してください。
- *車で送迎される方は、東の住宅内道路を通り抜けないようにしてください。瀬戸大橋線高架下の一方通行の道路の方から進入および退出してください。
- *当園の周辺は、小学生・中学生・高校生の通学路となっています。車の方は、歩行者・自転車優先で徐行をお願いします。
- *路上駐車および停車は、近所の方の通行の妨げになったり、通園する園児が車の死角に入り、とても危険です。絶対にしないでください。
- *通常の送迎者以外の方(大人に限る)にお迎えを依頼する時は、必ず事前に園へ連絡をしてください。
連絡がない場合は、確認が取れるまで子どもさんをお渡しできません。

(6) 連絡事項について

- *「今朝は機嫌が悪い」とか「前夜発熱した」「お家でケガをした」など連絡事項があった場合には、朝の当番の職員に必ず伝言しておいてください。確認したい事項が生じた場合や健康観察記録表に記入漏れがあった場合には、職場・自宅にお電話をさせていただくようになります。

(7) 体調不良時等のお迎えについて

- *急な発熱やケガなどで保護者の方に連絡を取る場合があります。当園より連絡があれば直ちに来園(お迎え)をお願いします。すぐに連絡が取れる場所を複数「緊急連絡先」に記入しておいてください。また、当園から救急車に乗せたり、病院に連れて行く場合があります。薬のアレルギーや過去に大きな病気をしたなど、病院の先生に伝えることがあればなるべく詳しく記入しておいてください。

(8) 連絡先の変更について

- *当園に届け出た連絡先(住所・氏名・電話番号・職場等)が変更した場合は至急お知らせください。また、記入した連絡先で連絡が取れないと思われる日には、その日の朝当番の職員に連絡先を伝言しておいてください。

(9) 保護者の方の休日は家庭保育となります

- *乳幼児期には、ご家族の愛情をたっぷり注いで、愛着を形成し、基本的信頼関係の基礎となる部分を形成しなければなりません。お休みの日には親子でふれあい、コミュニケーションの時間をしっかりとって、平日不足しがちな分を補ってください。平日や土曜日など、保護者の方のどちらかがお休みの場合や祖父母等ご家族がお休みで子どもさんをみていただける場合には、家庭保育となります。幼少期の親子の関わりはその後の成長にはとても重要なものです。乳幼児期に心の栄養が満たされて育った子どもたちは、児童期青年期になって自信をもって自分の花を開花させていきます。保護者の休日に預けなければならない特別な理由のある方は、個別に園長までご相談ください。

(10) 土曜日の保育について(2号・3号認定子ども)

- *土曜日は「希望保育」となります。夕方は、午後6時までです。(土曜日の延長保育はありません。)7時~7時30分の保育が必要な方は、園長にご相談ください。
- *お家の方となかがお休みである場合や、ご兄弟の学校が休みで一緒にふれあいの出来る場合は、家庭保育となります。保育利用事由(父・母がどちらも仕事)により土曜保育を希望される方は、「土曜希望保育申込書」に記入し、希望される月の前月の20日までに、事務所に提出してください。(3歳以上児は給食費も添えて申し込みください。)
- *土・日曜日は子どもさんが保護者の方とふれあえる貴重な日(時間)です。しっかり愛情をかけて質的に有意義な日にしてあげてください。
- *土曜希望保育については、登園・降園時間の予定を正確に記入して前月20日までに提出いただきます。それに基づいて、給食の数(食材を1月分発注)、職員数(勤務表作成)、職員の勤務時間を細かく

調整し決定しますので、ご協力をお願いします。土曜希望保育を申し込んでいて、その後必要がなくなった場合も、至急お知らせください。

* 保育利用事由以外での保育は、お断りする場合があります。

(11) 参観日やクラス懇談、園行事への参加について

* 家庭との連携を図りながら子どもさんの成長発達を促し、また子どもの育ち・子育ての喜びを共有し、保護者の方と共に子育てについて考え、学びあっていきたいと考えています。そのため、参観日には、参観とその後の子育て広場には必ず全員出席していただくようお願いいたします。また、運動会など保護者の方のご参加いただく行事もたくさん計画しています。4月に年間行事をお知らせしますので、お仕事のお休みを取っていただき、必ず全てにご参加ください。

(12) 薬について

* 原則として園では薬を飲ませることはできません。

園で飲まなくてもよいように、朝夕2回になるよう医師にお願いしてそのように処方された薬をいただくか、給食後保護者の方が飲ませに来てください。どうしても園で飲まなくてはならない薬で、保護者の方が来られない

時のみ薬をお預かりしますが、薬に関する全責任は保護者の方にあります

ので、ご了承ください。この場合「投薬依頼書」に記入して、名前を書いた薬を1回分貼り付けて、必ず職員に手渡してください。(子どもが勝手に触って事故になることも考えられます)



(13) 届け出事項の変更について

* 住所・電話番号・勤務先・勤務時間・連絡先・家族構成などが変更した場合、また出産予定がある方は、至急届け出てください。「認定申請・利用申込事項変更届」等必要な書類をお渡ししますので記入後、提出してください。勤務先の変更があった場合には「就労証明書/保育利用事由申告書」などの用紙も再度提出していただきます。変更の届出をしていなかった場合には、退園になることがあります。

(14) 退園手続きについて

* 退園手続きは、月の20日までに事務所に申し出てください。手続きが遅れますと翌月も継続扱いになり、利用料、諸経費等もいただくことがあります。

(15) 休園について

* 日曜、祝祭日、年末年始は、その他災害等で園長が必要と認めた日は、休園となります。1号認定の園児は、土曜日と長期休業日もお休みとなります。1号認定子どもは「暴風警報」等の発令時は、小学校等と同じく臨時休業となります。なお、感染症の病気がひどく流行して教育の実施が不可能な時など臨時休業することがあります。また、特別警報、警戒レベル3以上の避難情報や震度5弱の地震が発生した場合は休園(直ちにお迎え)になります。状況によっては、「暴風警報」「大雪警報」「大雨警報」などで家庭教育(保育)のご協力をお願いすることもあります。また、行事前の準備や職員の研修等の都合で早い時間の迎えをお願いすることがありますので、ご協力ください。

(16) 参観日、行事時の駐車場について

* 園には十分な広さの駐車場がありませんので、岡山市内の様々な学区から通園されている全家庭の車を駐車することはできません。また、行事時には、来賓の方やお手伝いの方もたくさん来られます。園前は来賓駐車場や送迎用の駐車場、自転車置き場となりますので、保護者の方の車は駐車できません。行事時には、徒歩・自転車・公共交通機関・タクシー・付近の有料駐車場を利用するなど来園してください。また、ご近所の迷惑になったり、スーパーなどの営業に支障をきたしたりしますので、路上駐車や近隣のスーパー(きむら)などへの駐車は絶対にしないでください。

(17) 髪型について

*こども園は集団保育の場です。子どもさんの頭髪は手を加えない自然な色、子どもらしい普通の髪型でお願いします。また、活動しやすいように、肩に着く長い髪は、飾りのないゴムで簡単に束ねてください（三つ編み、編み込み等は、だんだんとクラスで華美になりますのでご遠慮ください。）。染色や極端な刈り上げ等の場合は、直していただくようになります。

※ヘアピンは危険ですので使用しません。

(18) お迎え時の留意事項

*子どもさんは夕方のお迎えの時間を心待ちにしています。まずは、子どもさんのことを第一にして、お仕事が終わり次第、至急お迎えに来てあげてください。お買い物等はお迎え後をお願いします。

また、送迎時には、以下のことにご留意ください。

*（マスク着用）、手洗い・消毒を必ずしましょう。

*誰にでも、気持ちの良いあいさつをしましょう。

*携帯電話やスマートフォンを使用しながらの子どもさんのお迎えはできません。

*給食の見本を提示したり、その日の活動の様子を掲示したりしています。

それらの話題について、子どもさんから自発的に発するお話に耳を傾けて会話をしてください。

*掲示ボードには大切なお知らせを貼っていますので、必ず朝と夕方に目を通してください。

*降園前には必ずカバン・荷物間違いがないか確認を親子でしてください。

*保護者の方が、ICタグをリーダーにかざして降園時間と名前を確認してください。

(19) 生活習慣のリズムについて

*園では、各年齢のデイリープログラムにより食事やお昼寝など規則正しい生活を送ります。お家でも毎日決まった時間に就寝起床し、規則正しい生活を送りましょう。遅くとも午後8時～9時頃には就寝し、翌朝は早起きできるよう保護者の方は「子ども中心の生活リズム」に合わせるよう工夫してください。毎晩、寝る前に1冊の「絵本」の読み聞かせもお願いします（「こじか子ども文庫」で毎週貸し出す絵本や、毎月購入する月刊絵本もご利用ください）。

*朝食は必ず自宅で食べさせてから登園させてください

車の中で飲食していて（急ブレーキ・泣く・驚くなど）の窒息事故の事例が全国で報告されています。

危険ですので、車や自転車では食べないようにしましょう。

(20) 慣らし保育について

*新入園児は全員、「慣らし保育」を行います。慣らし保育の期間中は、朝は8時30分～8時50分の登園となります。できるだけ担任等特定の職員が受け入れすることで安定して過ごせるようになり、慣らし保育も早く終わります。

*一人ひとりの子どもさんの状態に合わせて、慣らし保育の時間や期間は異なります。子どもさんの様子を見ながら、できるだけ短い期間で終わるようにしますが、お家の方が不安になったり、焦ったりしないようにしてください（不安がいっぱいなのは子どもたちの方です）。

*「慣らし保育」を終え、一日保育になってから、「土曜希望保育」および「延長保育」「一時預かり（1号認定）A/B/C」が利用できます。

(21) 予防接種について

*園は集団生活になります。園内でも病気の感染予防には努めていますが、乳幼児は病気の抵抗力が弱いので、感染していきます。入園前に可能な予防接種は必ず受けてください。なお、予防接種についての詳しいことは、岡山市から配布されている予防接種手帳〔親子（母子）健康手帳〕や岡山市広報などをご覧ください。

(22) 援助してくれる方について

- *こども園は集団保育の場ですので、健康でなければお預かりできません。急に熱が出た時、発疹がある時、嘔吐や下痢があり、園からのお迎えをお願いした時には、至急お迎えをしていただきます。
- *上記の時に保護者が急にお迎えに行けない時や保護者の方のお仕事が遅くなりお迎えができそうにない時に援助して頂ける方を複数(3~5人位) お願いしておきましょう。
- *感染性の病気になると医師の「意見書」や「登園届」が出るまで登園ができなくなります。仕事をする上でも、困った時に助けていただける方(親類・近所の方・友人・ファミリーサポートセンターなど)を数名お願いしておいてください。
- *岡山市病児・病後児保育事業の実施要項(実施場所等)は、事務所にあります。

14 保護者会について

保護者の自主運営による保護者会があります。年に1回総会があり、事業報告・決算報告・役員選出・事業計画案・予算案等を審議します。当園からは、園の教育・保育方針やその内容などについてお話しします。また、保護者からご意見を頂いたり、意見を交換し、親睦を深める場として、クラス懇談会等も適時行います。園児1人につき、1回は保護者会の役員をしていただくようになっていますので、都合の良い時に立候補でお受けください。また、こどもまつりや運動会等の行事では、役員さん以外の保護者の方も多数お手伝いしていただき、子どもの行事を盛り上げていただいています。保護者の方の負担にならないように、職員もお手伝いしながら、楽しい保護者会活動となっています。

15 健康診断について

(1) 健康診断・歯科健康診断、視力・聴力検査

園医が健診を年2回、園歯科医が歯科健診を年1回行います。健診の結果については園の記録に記載し、必要に応じて保護者にお知らせします。3歳以上のクラスは春に視力・聴力・尿検査(家庭で採取)を行います。

(2) 身長・体重測定

毎月1回身長・体重測定を行います。測定結果については園の記録に記載し、出席帳(毎日シールを貼るお帳面)に記載します。園での様子をお伝えしながら、家庭と連携を図るために、肥満・やせ・低身長等必要に応じて、懇談を行います。

(3) その他

お子様の健康状態や発達(歩行開始や言葉が遅いなど)のこと、家庭での食事で気になることなどありましたら遠慮なくご相談ください。

16 保護者の利用料等の負担について

(1) 月額保育料(利用者負担金)

特定教育・保育施設に係る利用者負担額は、岡山市が決定します。その利用者負担額を園にお支払いいただきます。納付の方法については、入園後にお知らせします。3歳以上児は幼児教育無償化の対象となりますが、給食等の負担があります。

(2) 延長保育料

- ① 保育標準時間認定に係る延長保育料

延長保育料（18時00分～18時30分） 日額500円

② 保育短時間認定に係る延長保育料

短時間延長保育料（7時00分～8時30分）1回500円、（16時30分～18時00分）1回500円

*18時00分～18時30分の延長保育料は①と同じ

③ 支払時期・方法

1か月分の利用料を利用月の翌月にまとめ、請求書をお渡ししますので、現金で納付してください。

(3) 一時預かり事業（一般型）利用料

① 一時預かり利用料（一日預かり8：30～16：30）

日額 2000円（0歳児），1800円（1,2歳児），1700円（3歳児），1500円（4,5歳児）

② 支払時期・方法 利用時に現金で徴収します。 ※領収書を発行します。

③ 一時預かり事業の延長追加料金

30分延長につき250円，18：00～18：30の延長500円

*詳しくは、「一時預かり保育のしおり」を参照ください。

(4) 一時預かり事業（1号認定）利用料

一時預かりA 午前7時～午前8時30分 1日600円 月極め（事前支払）はありません

一時預かりB 午後1時30分～午後4時30分 1日600円 月極め（事前支払）はありません

一時預かりC 午後4時30分～午後6時 1日600円 月極め（事前支払）はありません

一時預かりD 長期休業中の教育標準時間 ★法人（園）による無償化

一時預かり A 7:00～8:30	教育標準時間 8:30～13:30 一時預かり D（長期休業中★）	一時預かり B 13:30～16:30	一時預かり C 16:30～18:00
----------------------	---	------------------------	------------------------

*1号認定で在園している園児が利用できます。

*午後6時を過ぎての預かりはできません。

*長期休暇中も教育標準時間の時間帯における一時預かり（幼稚園型）を実施しますが、法人（園）独自の無償化を行っていますので、利用料は徴収しません。

(5) その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額

3歳以上児（1号認定）給食費月額5,200円（主食費1,000円，副食費4,200円）

3歳以上児（2号認定）給食費月額5,700円（主食費1,000円，副食費4,700円）

3歳以上児（2号認定）土曜希望保育給食費日額100円（パン食または麺食副食費として）

*副食費にはおやつ・牛乳代を含みます

日本スポーツ振興センター共済掛金…200円程度

水泳教室代…1,000円程度/回

制服・用品購入費…実費

遠足代（バス代・入園料）…実費

写真代…実費（業者に直接支払い）

月刊絵本購入費…実費（400円程度）

保護者会費…300円程度/月

*費用は変更することがあります。

17 賠償責任保険の加入について

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

身体賠償 1名につき1億円 1事故2億円

財物賠償 1事故につき5千万円

18 緊急時の対応について

- (1) 教育・保育の提供中にお子様の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先に連絡をし、学校医又はかかりつけ医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、お子様の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

- ◇ 学校医
- ・ 瀧本内科小児科医院 医師 瀧本武文 岡山市北区西古松 2-28-14
TEL 086-241-9484
 - ・ 白石歯科クリニック 医師 白石尊之 岡山市北区辰巳 32-102
TEL 086-246-1400

◇ 岡山市北消防署 岡山市北区東古松1丁目1-34 TEL 086-234-1084

◇ 岡山西警察署 岡山市北区野殿東町2-10 TEL 086-254-0110

* 園児用玄関ホールにAEDを設置しています。AED使用について職員研修をしています。

* 看護師を配置して、病気やケガ等の対処・保健指導等を行っています。

19 非常災害時の対策

消防計画作成(変更)届出書	岡山市北消防署 平成27年4月1日届出(変更届け出は随時)
防火管理者	宮川 洋子
避難訓練	火災を想定した避難・消火訓練を毎月実施します。地震・浸水の避難訓練も随時行います。
防災設備	自動火災探知機・煙感知器、消火器、誘導灯、非常通報装置(119番へ)、非常階段、避難スロープ
避難場所	第1 避難場所：園庭(浸水の場合は園舎2階) 第2 避難場所：園前の公園(大供本町西公園) 第3 避難場所：学区内の指定避難場所 ・ 鹿田小学校 ・ 鹿田コミュニティハウス * 道路の冠水、土砂崩れなどの災害の状況により、避難場所を決定します。
防犯設備	防犯カメラ3台、事故防止カメラ1台、セコム非常通報装置(園内用・GPS園外用)

岡山市の小・中学校では、安全確保のために、午前7時に「暴風警報」が岡山県全域または、岡山地域に発令されている時には、臨時休業になり、休校となっています。1号認定の園児は、公立の小中学校等と同じく臨時休業となります。

2号・3号認定の園児につきましては、警報発令時でも、保護者の方の仕事を考慮し休園せず、教育・保育を実施しておりますが、「暴風警報」が出ている場合には園児・ご家族の方の安全確保のためにもできるだけ家庭保育をお願いします。なお、特別警報・警戒レベル3以上の避難情報や震度5弱の地震が発生した場合は家庭保育を、また保育中に発令された場合は速やかにお迎えをお願いします。

その他警報や注意報が発令されている時にも、園周辺及び登降園の安全が確保できないことが予想される場合は、園長の判断で、お迎えのお願いをいたします。

また、平成23年3月に東北地方で起きたような大規模な地震が保育中に発生した場合、災害避難計画に基づき、安全な場所へ避難します。園の建物は耐震の基準を満たしておりますが、状況に応じて、上記の指定避難場所へ移動します。災害発生時は、電話やメールなどの連絡が取れないことも予想されます。まずは落ち着いて、ご自身の安全を確保してください。

保育中に警報等発令された場合のお迎えなど連絡は、園のHP又は電話でお知らせするようになります。しかしながら災害等の状況によって連絡ができないこともありますので、各自で判断して早目のお迎えをお願いします。

20 虐待防止のための措置

当園は、園児に対して暴力行為・わいせつ行為・無視・教育（保育）の放棄その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連携・協力して適切に対処します。

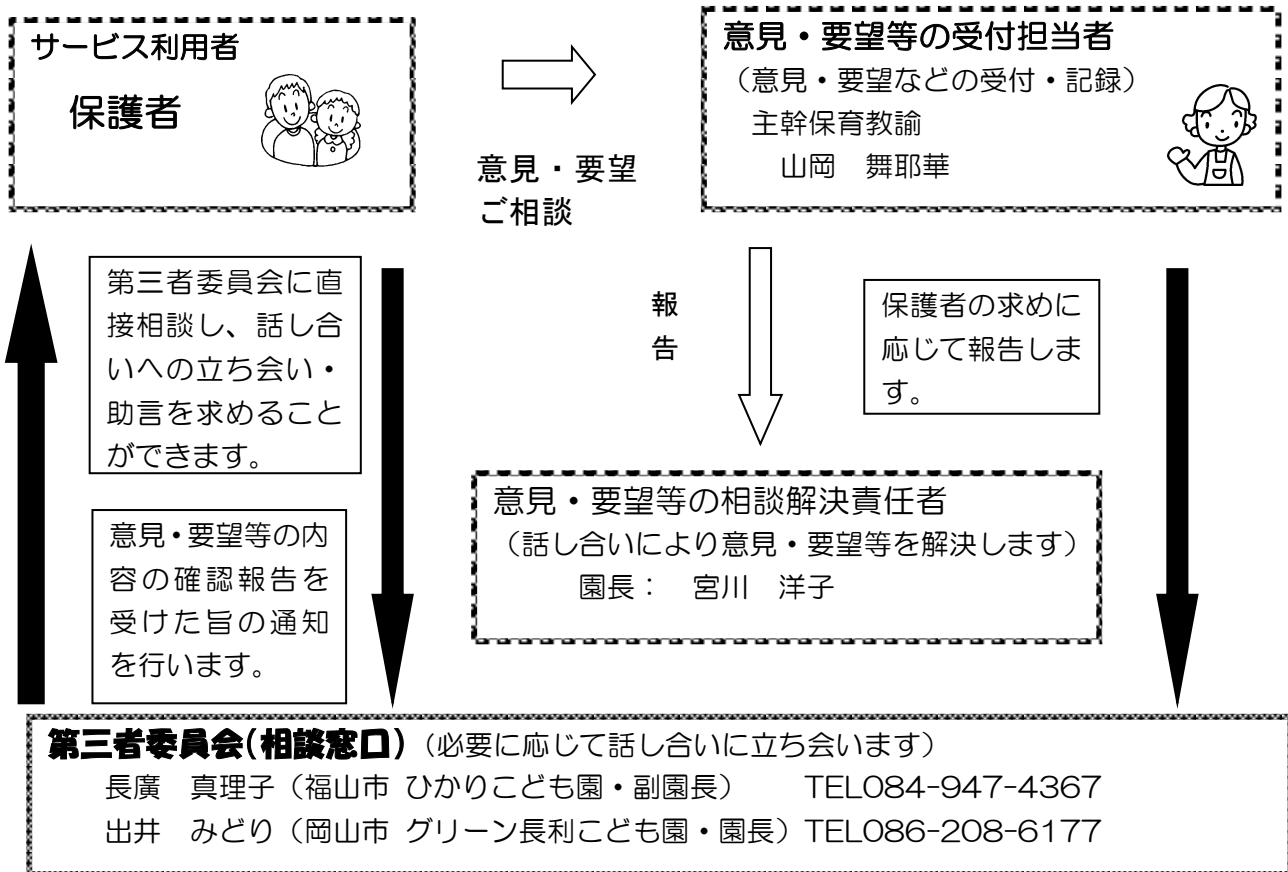
◇ 岡山市こども総合相談所（児童相談所）

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号（岡山市保健福祉会館5階）TEL 086-803-2525

◇ 岡山市北区中央福祉事務所

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号（岡山市保健福祉会館1階）TEL 086-803-1209

21 教育・保育内容に関するご相談・ご意見・苦情



◆相談ポスト（ご意見箱）は下駄箱の上に設置しています。その他、面接、電話、文書、メール等の方法により相談・苦情等を受け付けます。

当園以外の相談・苦情受付窓口について

◇ 岡山市岡山っ子育て局 保育・幼児教育課 指導係

岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL 086-803-1227

◇ 岡山県運営適正化委員会（社会福祉法人岡山県社会福祉協議会）

岡山市北区南方二丁目13番1号

（岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」3階

TEL 086-226-9400



こじかこども園

TEL (086) 226-2071

E-mail kojika@aqua.ocn.ne.jp

22 個人情報の保護方針について

当園では、保護者の方から提出していただいた書類に記されている氏名・生年月日・住所・電話番号等、個人が特定されたり識別できる情報の取り扱いについては、個人情報の重要性を認識するとともに、園で定める個人情報保護規程、岡山市個人情報保護条例及びその他の法令等を厳守し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めていきます。

- ① 個人情報の取得について（児童票・緊急連絡票などが当てはまります）
園が個人情報を取得する際には、利用目的等をあらかじめお知らせし、個人情報を取得します。
- ② 個人情報取得の目的
入園申込み時及び在園中に個人情報を取得する目的は次の通りです。
 - ・在籍管理・クラス編成等に関する業務を行うため。
 - ・教育・保育活動における担任業務、管理を行うため。
 - ・健康診断実施における健康管理・安全確保のため。
 - ・園児の所属するクラスにおいて、教育・保育上必要な連絡等を行うため。
 - ・保護者会等に関する連絡を行うため。
- ③ 個人情報の利用について
当園は取得した個人情報を、お知らせした利用目的の範囲内で、教育・保育活動に必要な限りにおいて利用します。また、教育・保育内容の紹介や実践研究のため、教育・保育活動の様子の写真・ビデオを使用することがあります。
- ④ 個人情報の安全管理について
当園は、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止するため、必要かつ適正な安全管理措置を講じます。
- ⑤ 個人情報の第三者への提供について
当園は、あらかじめ保護者の皆様の同意を得た場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。ただし、次の事項に該当する場合は、保護者の皆様の同意を得ることなく、第三者に提供することがあります。
 - ・法令等の定めに基づく場合。
 - ・園児・保護者の皆様の生命・身体・財産の保護に必要な場合。
 - ・公衆衛生・園児の健全育成に特に必要な場合。
- ⑥ 個人情報の第三者への委託について（病院受診・水泳教室などが当てはまります）
当園は、個人情報を業務委託その他必要があつて第三者に提供する場合、契約による業務づけ等により、その第三者からの漏えい・再提供の防止を図ります。
- ⑦ その他
業者もしくは保護者撮影による写真・ビデオなど他の園児、保護者、教職員と共に写っている媒体も各家庭外に出ることのないようにお願いします。（入園式・卒業式・運動会のみ保護者による写真・ビデオ撮影はできます。生活発表会の写真・ビデオ撮影は、保護者ではできません。）

23 教育・保育相談事業（令和2年度より）

教育・保育相談室は、園生活の中で生じる諸問題について、その解消と未然防止のため、臨床心理士の資格を持った専門カウンセラー（教育・保育相談員）により園児・保護者・職員に対して適切な助言・援助を行います。

- （1）園児支援（カウンセリング、アセスメント、園児観察）
- （2）保護者支援（カウンセリング、保護者会等における講話・助言）
- （3）職員支援（コンサルテーション、情報交換、職員研修等における講話・助言）

同意書

当園における教育・保育の提供を開始するに当たり、「こじかこども園 重要事項説明書（令和6年度版）」に基づき重要事項の説明（配布）を行いました。

社会福祉法人宮川福祉会

こじかこども園

説明者 園長 宮川 洋子

私は、「こじかこども園 重要事項説明書（令和6年度版）」に基づいて、こじかこども園の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名（複数の場合は全員の氏名を記入してください）

保護者① 氏名（自署 印 ）
児童から見た続柄（ ）

保護者② 氏名（自署 印 ）
児童から見た続柄（ ）

※代理での署名は受付ができません。それぞれに該当する方がご自分で署名してください。

★この同意書は、継続申請時（「現況届」）、1号入園申請時（「入園申請書」・「入園願」）の提出時に必ず添付してください。2・3号で新規申し込みの方は、入園説明会の時に必ず提出してください。